

会議案第2号

芽室公園再整備基本計画審査特別委員会設置の件  
芽室公園再整備基本計画に関する審査特別委員会を別紙のとおり設置する。

令和8年6月1日提出

芽室町議会議会運営委員会  
委員長 渡 辺 洋一郎

## 芽室公園再整備基本計画審査特別委員会設置及び審査要領

### 1 特別委員会の名称

芽室公園再整備基本計画審査特別委員会

### 2 設置の根拠

地方自治法第 109 条及び芽室町議会委員会条例第 5 条

### 3 目的

芽室公園再整備事業が町民生活、地域社会及び町財政に与える影響の重要性に鑑み、基本構想に掲げる整備の目的及び課題を踏まえ、各施設の必要性、重要度、整備規模、財源、維持管理等について審査を行い、町民にとって有益で、かつ将来世代に過度な負担を残さない基本計画の策定に資することを目的とする。

### 4 審査事項

芽室公園再整備基本計画策定に際し、主に次に掲げる事項を審査する。

- (1) 規模及び機能
- (2) 所要経費
- (3) Park-PFI 事業との整合性
- (4) 芽室町都市公園ストック再編計画との整合性

5 設置年月日 令和 8 年 6 月 1 日

6 委員の定数 15 人（議長を除く）

7 審査期間 審査終了まで

8 その他 その他必要な事項は、本特別委員会において協議、決定する。